

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年1月5日	駒姫交通株式会社(法人番号 2140001001527) 代表者平尾文一	兵庫県神戸市東灘区本山 南町6丁目10番28号	芦屋駅前	兵庫県芦屋市船戸町駅前広場内	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年12月1日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年1月7日	株式会社国際興業大阪(法人番号 4120001200005) 代表者山本康夫	大阪府大阪市住吉区浅香 1丁目1-10	我孫子	大阪府大阪市住吉区浅香1丁目1-10	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年1月7日	講和自動車交通株式会社(法人番号 1140001027325) 代表者津田四郎	兵庫県神戸市西区伊川谷 町有瀬474-1	本社	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬474-1	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年7月27日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)事故の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第26条の2)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)点検整備関係義務違反(道路運送車両法第48条)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(運輸規則第45条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	1	1
令和3年1月8日	オリエンタルタクシー株式会社(法人 番号3140001003159) 代表者金子健 作	兵庫県神戸市東灘区御影 石町3丁目2番20号	垂水	兵庫県神戸市垂水区名谷町2256番地の 5	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年8月17日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「運転者に対する指導監督告示」という)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)、(3)点検整備関係義務違反(道路運送車両法第52条)整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出【未届出】、(4)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)	2	1
令和3年1月19日	広山 嘉一	大阪府大阪市	広山タクシー	大阪府大阪市	輸送施設の使用停止(44日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和2年11月11日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	5	5
令和3年1月26日	株式会社ワールドタクシー(法人番号 2130001042299) 代表者宮脇生雄	京都府京都市伏見区景勝 町74	宇治営業所	京都府宇治市横島町吹前21	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0